

業務従事者講習を受講しましょう！

「営業者」は、クリーニング業法により、従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（1に満たない場合は1）の者を選び、3年を超えない期間ごとに、都道府県知事が指定した講習を受けさせなければなりません。（クリーニング業法第8条の3）

令和6年度の**講習受講対象**は、クリーニング所、取次店及び無店舗取次店で、業務に従事している方で、前回受講してから3年以上経過している方です（**最終受講が令和4年3月31日まで**）。

また、従事者が複数いる場合は、1店舗毎に原則5名につき1名。**若しくは講習を一度も受講していない方**です。…… 別添参照（研修・講習の必要受講人数について）

※ 従事者数により受講対象者の数が異なりますので、ご不明な方は当指導センターまでお問合せください。

このたび、令和6年度の講習について、神奈川県知事の指定を受けた（公財）全国生活衛生営業指導センター（以下「全国センター」という。）から委託を受け、当指導センターが開催しますのでご案内いたします。**開催案内は、別添**をご覧ください。

講習受講修了者には、修了証書及び修了済みステッカーが交付され、全国センターを通じて、修了者名を神奈川県知事に報告いたします。

<申込先・問合せ先>

公益財団法人 神奈川県生活衛生営業指導センター

担当者：桑山

〒231-0005 横浜市中区本町 3-24-2 ニュー本町ビル内

TEL 045-212-1102 / FAX 045-212-1453

E-Mail : kanagawacenter@seiei.or.jp

HP : <https://www.seiei-kanagawa.jp>



◆◆◆◆◆ 【 会場での受講を希望される方へ 】 ◆◆◆◆◆

会場での受講のお申込み後、**開催の内容に変更等がある場合は、当センターのホームページに掲載いたします**ので、ご確認いただきますようお願いいたします。